

津市国民健康保険料減免取扱要領

平成18年1月1日訓第75号

改正 平成20年3月31日訓第69号
平成26年10月31日訓第128号
平成28年3月24日訓第12号
令和2年3月31日訓第23号
令和3年3月29日訓第19号

(趣旨)

第1条 この要領は、津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）第30条に規定する国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準及び割合)

第2条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度分の保険料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けることとなったとき、又はこれに準ずると認められるとき。
- (2) 納付義務者又は当該納付義務者と同一世帯の被保険者が廃業、休業、倒産又は長期の疾病等のため就労が困難となったことにより、減免をしようとする年度分の保険料の賦課期日の属する年の当該納付義務者又は当該被保険者の所得金額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第198条第1号に規定する経常所得の金額をいう。以下同じ。）が、その前年中の所得金額と比較して3割以上減少することが見込まれるとき（利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、保険料を納付することが困難であると認められる場合で、かつ、納付義務者及び当該納付義務者と同一世帯の被保険者の前年中の所得金額の合計金額（給与所得を有する者（前年中に地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超え850万円以下である者に限る。）をいう。以下

同じ。)及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超え1,000万円以下である者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超え1,000万円以下である者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。以下同じ。)がある場合にあつては、給与所得を有する者の数及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数に10万円を乗じて得た金額を減じた金額)が400万円未満である場合に限る。))。

(3) 被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度の対象となったことにより、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険の被保険者となったとき。

(4) 納付義務者が震災、火災、水害その他これらに類する災害により、その資産に重大な損害を受けたとき(前年中の所得金額(給与所得を有する者又は公的年金等に係る所得を有する者である場合にあつては、10万円を減じた金額)が1,000万円未満である場合に限る。))。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定に該当する納付義務者の保険料の減免割合は、同項第1号から第4号までに該当する者については別表に定めるところによるものとし、同項第5号に該当する者については、市長が別に定める。

(減免の申請)

第3条 保険料の減免を受けようとする納付義務者は、国民健康保険料減額(免除)申請書(第1号様式)に別表に掲げるその事由を証明すべき書類を添付して、納期限前7日までに市長に提出しなければならない。

(減免の決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を調査し、速やかに減免の可否を決するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第113条の規定により、当該納付義務者に対し、文書その他の物件の提出を命じ、又は職員に質問させることができる。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、国民健康保険料減額(免除)決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(減免の期間)

第5条 前条の規定による減免の承認決定を受けた者に係る保険料の減免の期間は、第3条の規定による申請のあった日後最初に到来する納期分から最終納期分までとする。

(減免の取消し)

第6条 市長は、保険料の納付義務者が偽りの申請その他不正の行為により減免措置を受けたと認められるときは、直ちにその措置の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、速やかに減免措置の全部又は一部を取り消した旨を国民健康保険料減額（免除）取消通知書（第3号様式）により当該納付義務者に通知するとともに、減免措置により徴収を免れた保険料があるときは、期限を定めて、これを徴収するものとする。

(旧被扶養者の転出)

第7条 被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度の対象となったことにより、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者（以下「旧被扶養者」という。）が転出する際には、旧被扶養者異動連絡票（第4号様式）を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の久居市国民健康保険税の減免に関する規則（平成13年久居市規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年3月31日訓第69号）

1 この訓は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の津市国民健康保険料減免取扱要領の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月31日訓第128号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日訓第12号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓第23号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日訓第19号）

- 1 この訓は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第2号及び第4号の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条関係）

適用事由		第2条第1項第1号に該当する者		
減免対象保険料		減免の割合		添付書類
保険料の総額		10割		生活保護受給証明書
適用事由		第2条第1項第2号に該当する者		
減免対象保険料		納付義務者と当該納付義務者と同一世帯の被保険者の前年中の所得金額の合計金額	減免の割合	添付書類
保険料の所得割額		100万円未満	10割	給与証明書 収入資産申告書 同意書 廃業、休業若しくは倒産の事実の分かるもの又は医師の診断書
		100万円以上 200万円未満	5割	
		200万円以上 300万円未満	3割	
		300万円以上 400万円未満	2.5割	
適用事由		第2条第1項第3号に該当する者		
減免対象保険料		減免の割合		添付書類
保険料の旧被扶養者に係る所得割額		10割		被用者保険の資格喪失証明書
津市国民健康保険条例第25条第1項各号に規定する額の減額がされていない世帯	保険料の旧被扶養者に係る均等割額	5割		
	保険料の旧被扶養者のみで構成される世帯に係る世帯別平等割額	5割		
津市国民健康保険条例第25条第1項第3号に規定する額の減額がされている世帯	保険料の旧被扶養者に係る均等割額	減額前の額の3割		
	保険料の旧被扶養者のみで構成される世帯に係る世帯別平等割額	減額前の額の3割		
適用事由		第2条第1項第4号に該当する者		
災害等による損害金額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を除く。）が、その価格の3割以上であると認められる者。				
減免対象保険料	前年中の所得金額	損害金額の割合	減免の割合	添付書類
保険料の総額	500万円未満	3割以上5割未満	5割	り災証明書
		5割以上	10割	
	500万円以上750万円未満	3割以上5割未満	2.5割	
		5割以上	5割	
	750万円以上1,000万円未満	3割以上5割未満	1.25割	
5割以上		2.5割		

第1号様式（第3条関係）

国民健康保険料減額（免除）申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）
住所
申請者 氏 名
電 話



次のとおり申請します。

なお、この申請の審査を目的として、私及び私の世帯員の資産及び収入の状況を調査することに同意します。

被 保 険 者 証 記 号 番 号	減額・免除を受けようとする保険料の年度及び金額	年度第 期分から第 期分まで
保険料額		円

保険料の減額・免除を申請した理由

この申請に対して、次のとおり処理したいと思います。

期別 種別	保険料	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	第5期分	第6期分	第7期分	第8期分	第9期分	随時分	合 計
減 額	既 決 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
免 除	減免額											
却 下	更正額											

- 1 添付書類…給与証明書、収入無収入申告書その他減免理由を証明するもの
- 2 手 続…事実調査→調査表作成→決裁→処理→担当 （統計と保管）

第2号様式（第4条関係）

国民健康保険料減額（免除）決定（却下）通知書

納付義務者 (氏 名) 様		(記号番号) 津市長 (氏 名) 印										年 月 日
<p>年 月 日付けで減免申請のあったあなたの国民健康保険料について、津市国民健康保険料減免取扱要領第4条第1項の規定により、次のとおり 減額 免除 することを 決定 却下 しましたので通知します。</p>												
被保険者証記号番号		減免する保険料の年度と期別					年度第 期分から第 期分まで					
保険料の(年額) 減額・免除		当初の賦課額			減免決定額			更正決定額				
		① 円			② 円			③ (①-②) 円				
更正決定 後の月別 納付額	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	第5期分	第6期分	第7期分	第8期分	第9期分	随時分	合計③の額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
免除の根拠 津市国民健康保険条例第30条（保険料の減免）						備考						
<p>1 市長は、災害等により生活が著しく困難となった者及びこれに準ずると認められる者のうち、必要があると認められる者に対し保険料を減額し、又は免除する。</p> <p>2 保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>												

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第3号様式（第6条関係）

国民健康保険料減額（免除）取消通知書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年 月 日付け（記号番号）で減額免除の決定通知をしましたあなたの国民健康保険料については、津市国民健康保険料減免取扱要領第6条の規定により、次のとおり減額免除を取り消しましたから直ちに納付されますよう通知します。

記号番号		
減取 額 ・ 消 免 す 除 を	年度・期別	年度 第 第 期分 から 期分 まで
	保険料額	円
	期間	年 月 日から 年 月 日まで
納期限		年 月 日
該当条項		

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第4号様式（第7条関係）

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">旧被扶養者異動連絡票</div>										
発行年月日 年 月 日発行										
旧被扶養者	氏名									
	生年月日	年 月 日	男 ・ 女							
	旧被扶養者に該当した年月日	年 月 日								
保険者	保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>								
注意事項										
<ol style="list-style-type: none"> 1 転入した市町村において旧被扶養者に係る減免の申請を行う場合には、国民健康保険料減免（免除）申請書と合わせて、この連絡票を提出してください。 2 この連絡票を破り、汚し、又は失ったときは、直ちにこの連絡票の再発行を申請してください。 3 この連絡票を破り、又は汚した場合の2の申請には、その連絡票を添えて申請してください。 										